

平成21年

10月

いてくれて、  
よかった。

全  
国  
一  
斉  
司  
法  
書  
士  
法  
律  
相  
談  
無料

家・土地のこと 借金のこと 日常生活のトラブル 労働トラブル 相続のこと 会社のこと



※簡易裁判所の事務管轄（訴額140万円以下）での民事事件の法律相談や代理は、法務大臣認定司法書士が行います。

### 日本司法書士会連合会

司法書士会 |

検索

**相談期間** 平成21年10月1日(木)～7日(水)までの1週間

**相談場所** 滋賀県内の各司法書士事務所にて相談をお受けします。  
事前に必ず各司法書士事務所へ電話等にてご予約ください。(県内の司法書士名簿は、滋賀県司法書士会のHPをご覧ください)

**相談例** 「相続のことで相談したい」「サラ金・クレジットの返済に困っている」「家や土地の名義を変えたい」など

**お問い合わせ** 滋賀県司法書士会 ☎077-525-1093 (平日9～17時)

滋賀県司法書士会

検索